

# 公取協

AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL NEWS

## ニュース

vol.87

2026.5

信頼されるクルマ販売を促進する

### CONTENTS

第152回理事会を開催	1
不適切な販売を防止するため、規約見直しの検討を行います	4
新車・中古車規則改正(案)が理事会で承認されました	4
「ピットイン香川」に対し、中古車の修復歴に関する不当表示で「違約金(200万円)」の措置～「嚴重警告及び違約金(100万円)」の措置に従わなかったため	5
下請法違反で公取委が4社に「勧告」、160社に指導	6
「取適法」(旧「下請法」)遵守促進のためマニュアルを作成、同マニュアルに基づく研修会を開催	7
二輪車関係ニュース	8

編集・発行／一般社団法人自動車公正取引協議会

<https://www.aftc.or.jp/>

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F TEL 03-5511-2111(代表) FAX 03-5511-2112

## 第152回理事会を開催

### —2026年度事業計画(案)及び会費額(案)・予算(案)等を承認—

2026年3月24日(火)に第152回理事会を開催(来場・オンラインのハイブリッド開催)し、第1号議案 2025年度事業の進捗状況(業務執行報告)及び決算見込みの件、第2号議案 自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車及び中古自動車に関する施行規則改正(案)の件、第3号議案 2026年度事業計画書(案)及び会費額(案)並びに収支予算書(案)の件についてそれぞれ審議し、原案どおり承認されました。

## 2026年度事業計画

### 四輪車関係の主な事業

#### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 規約遵守状況調査の実施
- 2) 広告やカタログにおける表示適正化のための普及活動の実施

#### 2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動

- 1) 会員事業者を対象とした研修会の開催
- 2) 広告関係事業者を対象とした研修会の開催
- 3) 「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進

#### 3. 中古車の「支払総額」の表示の遵守徹底

- 1) 「支払総額」の表示の遵守徹底を図るための普及活動等の実施
- 2) 不当な価格表示に対する監視・指導の強化と厳正な対処
- 3) 「支払総額」の表示の遵守徹底を図るための規約・規則見直しの検討
- 4) 店頭展示車の表示に関する施行規則改正

(案)の一部修正(案)の承認申請と周知活動の実施

#### 4. 修復歴等の不当表示の未然防止と厳正な対処

- 1) 修復歴及び冠水車、走行距離等の不当表示の未然防止の実施
- 2) 修復歴等の不当表示に関する監視調査の継続実施と厳正な対処

#### 5. 新車及び中古車の不適切な販売防止のための周知活動並びに規約見直しの検討

- 1) 不適切な販売に関する監視活動及び未然防止のための情報発信
- 2) 適切な販売方法に関する周知活動の実施
- 3) 不適切な販売を防止するための規約・施行規則見直しの検討 [4頁参照](#)

#### 6. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動

- 1) 自動運転化技術の達成レベルに応じた機能内容及び限界等の適切な表示の検討と周知

- 2) 自動運転化技術について、消費者の誤解や過信を招かないためのテレビCM等の表示（映像表現）内容に関する検討と指導の実施
- 3) 中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

## 7. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- 1) 生成AIを活用した新車・中古車の販売に関する実態把握と検討
- 2) 新たな販売方法に関する注視、実態把握等の実施

## 8. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPR活動

- 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施
- 2) 車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

## 9. 消費者トラブルを未然に防止するための事業の推進

- 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施
- 2) 国民生活センター及び消費生活センター、消費者団体等との連携強化

## 10. 次世代自動車の普及等に対応した燃費表示等に関する施行規則改正（案）及び表示基準の策定と周知活動

- 1) 燃料消費率の表示に関する施行規則改正（案）の承認申請及び周知活動の実施 **4頁参照**
- 2) オフサイクルクレジット制度に基づく省燃費効果の表示に関する表示基準の策定及び周知活動の実施
- 3) EV等の総電力量の表示に関する表示基準の策定及び周知活動の実施
- 4) 修復歴に該当する骨格部位の名称変更に伴う施行規則改正（案）の承認申請及び周知活動の実施 **4頁参照**

## 11. 広報PR活動

- 1) 「支払総額」の表示で安心の公取協会員店の消費者に対するPR活動の実施
- 2) 会員に対する情報提供の充実

## 12. 大型車関係事業の推進

- 1) 規約に基づく適正表示の推進

- 2) 燃費や運転支援機能等に関する情報提供のあり方の検討

## 13. 公正取引に関する法令（独禁法、取適法等）の普及指導

- 1) 「取適法」（旧「下請法」）の遵守促進を図るための普及活動 **7頁参照**
- 2) 公正取引に関する法令（独禁法、取適法等）の普及指導

## 14. 関係団体及び地方組織との連携による規約普及活動等の推進

### 二輪車関係の主な事業

#### 1. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施

- 1) 会員専用ページを活用した普及活動
- 2) 規約アドバイザー制度を活用した普及活動
- 3) 規約に基づく適正表示の促進

#### 2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）の定着化

- 1) 「品質評価実施店」の拡充
- 2) 品質評価者講習の実施
- 3) 「品質評価実施店」の積極的なPR活動の実施

#### 3. 走行距離等の不当表示の未然防止と厳正な対処

- 1) 走行距離等の不当表示未然防止活動の実施
- 2) 走行距離表示に関する実態調査の実施
- 3) 二輪情報誌との意見交換会の開催

#### 4. 会員店に対する消費者の信頼を高めるための規約及び普及活動等のあり方に関する検討

- 1) 消費者が公取協会員店に求める「安心と信頼」に関する検討
- 2) 今後の規約及び普及活動等のあり方に関する検討

#### 5. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- 1) 生成AIを活用した新車・中古車の販売に関する実態把握と検討

#### 6. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

- 1) 消費者からの苦情・相談の受付と対応
- 2) トラブル未然防止のための情報提供の実施

## 2026年度予算

◇2026年度の予算は、以下のとおり

### <収入の部>

(単位：円)

勘定科目	予算額	前年度予算額
1. 会費収入	252,989,000	254,309,000
2. 入会金収入	1,550,000	1,750,000
3. 事業収入	24,570,000	31,070,000
4. 雑収入	350,000	350,000
5. 違約金預金取崩収入	1,000,000	0
6. 総会開催費用引当預金取崩収入	8,600,000	0
7. 退職給与引当預金取崩収入	0	21,849,479
当期収入合計	289,059,000	309,328,479

### <支出の部>

(単位：円)

勘定科目	予算額	前年度予算額
1. 事業費	250,250,500	248,430,000
2. 管理費	31,425,500	29,546,000
3. 引当預金支出	6,495,000	8,213,000
4. その他の支出	888,000	23,139,479
当期支出合計	289,059,000	309,328,479

### <2026年度会費額(年額)>

◇2026年度会費額(年額)は、以下のとおり(前年同額)

#### 1. 普通会員会費(団体会費) (単位：円)

団体名	会費額
自工会	33,003,000
自販連	4,755,000
全軽自協	2,193,000
輸入組合	432,000
日整連	837,000
中販連	837,000
日本二普協	432,000
オートバイ組合連合会	432,000
合計	42,921,000

#### 2. 維持会員会費(個別会費)

(単位：円)

ランク	全従業員数	会費額		
		従業員割会費	均等割会費	合計
A	1,000人以上	134,000	6,000	140,000
B	999人～500人	94,000	6,000	100,000
C	499人～300人	64,000	6,000	70,000
D	299人～100人	34,000	6,000	40,000
E	99人～30人	14,000	6,000	20,000
F	30人未満	4,000	6,000	10,000
	直接会員(ただし、30人未満の場合)	4,000	6,000	10,000
	中古車専業者及び整備兼業者 二輪小売業者		6,000	6,000
	メーカー(各社合計分)			33,946,000
	二輪車メーカー(各社合計分)			12,000,000

※中古車専業者及び整備兼業者、二輪小売業者で従業員数が30人以上の場合は、ランク別の会費額を適用する。

#### 3. 賛助会員会費

(単位：円)

		会費額(合計)
①自動車関係団体7団体	7団体	1,320,000
②中古車情報誌及びWebサイト	7社	408,000
③中古車車両状態評価機関	3社	360,000

## 不適切な販売を防止するため、規約見直しの検討を行います

### 《新車・中古車の不適切な販売》

- 新車** 新車の販売に併せて、不当に、オプション等を購入させた疑いで、独禁法違反(抱き合わせ販売)のおそれがあるとして、公取委が会員に対して「警告」を行う
- 中古車** 「支払総額」を表示しながら、オプション等の購入を強要するなど、実際には、表示した「支払総額」で購入できない(不当な価格表示)がみられる

### 《検討の背景》

- ◇適切な販売方法(セールストーク等)に関する周知やモニタリングによる監視は、不適切な販売の防止に一定の効果を期待できるが、販売実態の把握と指導には限界がある
- ◇適切な販売を確実なものとするため、「適切な販売方法について、消費者に予め表示すること」を規約で定める(表示の問題とする)ことが必要

### 《見直しの方向》

- ◇新車・中古車の展示車、価格表、広告、見積書・商談メモ、注文書において、
  - ①「『車両本体』(新車)又は「支払総額」(中古車)のみで購入できる」旨
  - ②「オプション等の購入は任意で、不要な場合は購入する必要はない」旨
 を表示することを定めた規定の追加等、規約・施行規則の見直しについて、検討を行います。

## 新車・中古車規則改正(案)が理事会で承認されました

以下の、新車・中古車の施行規則改正(案)が承認されました。今後、消費者庁及び公取委への承認申請手続きを進め、施行日等の詳細につきましては、分かり次第、改めてお知らせいたします。

### 1. プラグインFCVの燃料消費率の表示に関する施行規則改正(案)【新車関係】

#### ＜規則改正(案)のポイント＞

- ◆国交省において、プラグインFCVの試験法として「①一充填走行距離」、「②一充電走行距離」、「③総走行距離数(①+②)」の追加が検討されているが、③は「国土交通省審査値」とはならない予定(規約上、燃費として表示できるのは「公式テスト値に限る」としている)
  - ➔「③総走行距離数」も、国土交通省が定める試験法に基づき測定された数値であり、客観性が担保されていることから、カタログ(「主要諸元」欄除く)等に表示できるようにする

### 2. 店頭展示車の表示に関する施行規則改正(案)の一部修正(案)【中古車関係】

#### ＜規則改正(案)のポイント＞

- ◆昨年の総会で承認を得た後、改正(案)の承認申請に向けた調整を行う過程で、消費者庁から規定を明確にする必要がある等の指摘があり一部修正
  - ➔指摘を踏まえ、用紙の大きさを「JIS規格によるもの」とする、用紙の大きさを「A3未満～B4以上」等と区分し、用紙の大きさ毎に最低の文字の大きさを明確にする等、規則改正(案)を一部修正(当初の改正(案)から、その内容が変更されるものではありません)

### 3. 修復歴に該当する骨格部位の名称変更に伴う施行規則改正(案)【中古車関係】

#### ＜規則改正(案)のポイント＞ ※修復歴の定義に変更はありません

- ◆日査協の「修復歴判断基準」における骨格部位の名称変更に伴う変更
  - ➔骨格部位の名称を以下のように変更 <変更後>
  - ①フレーム(サイドメンバー) ⇒ サイドメンバー・フレーム
  - ②フロントインサイドパネル ⇒ インサイドパネル
  - ③ピラー(フロント、センター及びリヤ) ⇒ ピラー

●規則改正(案)の詳細は、公取協ホームページをご覧ください。



# 「ピットイン香川」に対し、中古車の修復歴に関する不当表示で「違約金(200万円)」の措置～「嚴重警告及び違約金(100万円)」の措置に従わなかったため～

●修復歴の不当表示を行った「ピットイン香川(代表 松浦早紀)」に対し、2025年11月18日付けで「嚴重警告及び違約金(100万円)」の措置を採りました。しかしながら、当該事業者は、同措置に基づく不当表示を行わない旨の「誓約書」の提出及び違約金の支払いを行わないことから、規約第20条2項(「警告」に従わない場合)の規定に基づき2026年4月23日付けで「違約金(200万円)」の措置を採りました。

## 【措置の対象となる事業者】

▷ 事業者名 ピットイン香川      ▷ 代表者 松浦 早紀(まつうら はやき)  
▷ 所在地 香川県丸亀市今津町268-1

## 【規約違反の概要】

中古車情報ウェブサイト「カーセンサーnet」及び「グーネット」に、広告掲載した13台※の中古自動車について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、「修復歴なし」と表示した  
※一般財団法人日本自動車査定協会による「車両状態確認証明」により、「修復歴あり」と判断された12台及び小売時に修復歴がある旨を注文書に記載し、販売する等、修復歴があることを自ら認めている1台

## 【「嚴重警告及び違約金(100万円)」の措置(2025年11月18日付)】

### <措置の内容>

一般消費者に販売する目的で中古車情報サイトに掲載した中古自動車の表示が、自動車公正競争規約第14条第6号の「修復歴があるにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、修復歴がないかのように誤認されるおそれのある表示」に該当するため、「嚴重警告」の措置を採るとともに「違約金」を課した。

## 【「違約金(200万円)」の措置(2026年4月23日付)】

※「警告」に従わないことに対し、違約金を課したのは、今回が初めてとなります。

### <措置の内容>

当該事業者は、「嚴重警告及び違約金」の措置に基づく、今後同様の不当表示を行わない旨の誓約書の提出及び違約金の支払いを行わず、当該警告に従わないものと認められることから、規約第20条第2項の規定に基づき、違約金200万円を課した。

※本措置に基づき、当該事業者から「違約金(200万円)」と合わせ、「嚴重警告及び違約金」の措置に基づく「違約金(100万円)」に遅延利息を加えた額が納付されるとともに、今後同様の不当表示を行わない旨の誓約書が提出された。

## 注意！ 修復歴の不当表示は絶対に行わないこと

- 修復歴がある車両について、「修復歴なし」と表示、あるいは、修復歴の有無を表示せずに、あたかも修復歴が無いかのように誤認させる等の修復歴に関する不当表示は、走行距離数に関する不当表示と同様、消費者庁等も景品表示法違反で「措置命令」の措置(行政処分)の対象としているほか、民法や消費者契約法等の各法律上の責任も負うこととなります。
- 修復されている箇所が修復歴に該当するかどうかの具体的判断は、一般財団法人日本自動車査定協会(日査協)の修復歴判断基準によります。日査協の車両状態確認証明で「修復歴有」と判定された車両は、「修復歴有」として表示、販売することが必要です。
- また、オートオークションから「修復歴有」で落札した車両は、骨格に何らかの修復等がなされた痕跡があると判断された車両です。「修復歴有」で仕入れた場合は、その後の流通に疑義を生じさせる判断は控え、「修復歴有」として表示、販売することが求められます。

# ■ 下請法違反で公取委が4社に「勧告」、160社に指導

公正取引委員会は、昨年度、以下の公取協会員4社に対し、下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反する事実が認められたことから「勧告」を行いました。

## <公正取引委員会の「勧告」(違反行為)の概要>

<p><b>1. 株式会社スズキ自販大分 (2025年4月24日付)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させていた(下請事業者8名)。</li> </ul>
<p><b>2. 福岡ダイハツ販売株式会社 (2025年11月27日付)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無償で提供させていた(下請事業者24名)。</li> </ul>
<p><b>3. 日産東京販売株式会社 (2026年2月20日付)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者に対し、2,808台の自動車の引取り又は引渡しに係る運送を自己のために無償で行わせていた(下請事業者25名)</li> <li>●遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者25名のうち一部のものに対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送を自己のために無償で行わせていた。</li> </ul>
<p><b>4. 徳島トヨタ自動車株式会社 (2026年3月26日付)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、下請事業者に対し、自動車の引取り又は引渡しに係る運送を自己のために無償で2,728回行わせていた(下請事業者6名)。</li> <li>●遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、上記①のうち5名に対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送を自己のために無償で540回行わせていた。</li> </ul>

また、公正取引委員会及び中小企業庁は、2025年12月22日付で、自動車ディーラーと車体整備事業者の間の取引において行われている修理委託の下請代金等に係る下請法違反被疑行為について、2025年4月以降に、集中的に調査を行い、自動車ディーラーに対して、2件の勧告(上記1.及び2.)及び160件の指導を行ったことを公表しました。

## <主な違反行為の傾向等>

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面の不交付・記載不備(修理委託を行う際、取引条件を記載した発注書面等を交付せず、口頭発注が慣習となっていた)</li> <li>2. 支払遅延(下請代金を支払期日までに支払っていなかった)</li> <li>3. 買ったとき(車体整備事業者のコスト増が明らかな場合でも、要請がない場合は協議せず代金を据置いた)</li> <li>4. 不当な経済上の利益の提供要請(上記「『勧告』の概要」1.~4.)</li> </ol>
--

## <公正取引委員会の「今後の対応」について>

<ul style="list-style-type: none"> <li>●本集中調査の過程において明らかになった下請法に違反する又は違反するおそれのある行為は、業界の商慣習が深く影響していることがうかがえる</li> <li>●自動車ディーラーと車体整備事業者との間の取引においては、改めて令和8年1月1日施行の「取適法(旧「下請法」)」の趣旨の周知徹底と法令遵守が求められる</li> <li>●公正取引委員会及び中小企業庁は、引き続き、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対応していくこととする</li> </ul>
---

○集中調査の結果の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251222\\_dealer\\_honbun.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251222_dealer_honbun.pdf)

# 「取適法」(旧「下請法」) 遵守促進のため マニュアルを作成、同マニュアルに基づく 研修会を開催

●会員における取適法(旧下請法)違反行為の未然防止及び同法の遵守徹底を図るため、最近の違反事例や公正取引委員会等の実施した集中調査において指摘された「ディーラーの違反事例や問題点」及び「取適法改正のポイント」等を取り入れ、新たに作成した「取適法に関するマニュアル」に基づく研修会(eラーニング)を開催しています

会員各社におかれましては、取適法遵守のための一助として、ご活用ください

※地区毎の研修会の開催等につきましては、所属団体へお問合せください

【開催方法】 eラーニング

【申込期間】 2026年5月11日～8月10日

【受講期間】 2026年5月27日～8月31日

【受講費用】 会員 3,000円/非会員 6,000円

※マニュアル電子版1年間閲覧可能

【研修内容】 「自動車業界における取適法遵守のためのマニュアル」の解説

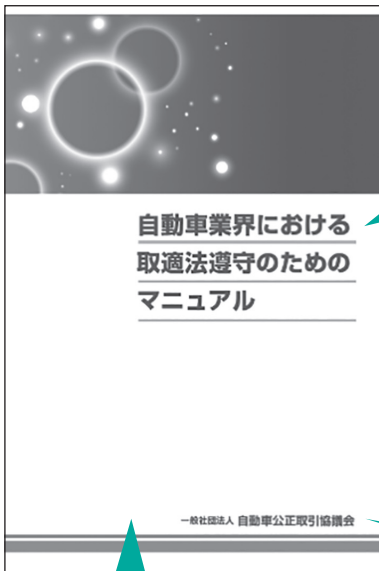
●受講お申込は、公取協  
ホームページから



## <「自動車業界における取適法遵守のためのマニュアル」のご紹介>

上記研修会受講者は、マニュアル電子版を1年間閲覧可能です。

冊子(頒布価格:会員1,000円/非会員2,000円)をご希望の方は、所属団体または公取協へお問合せください。



### ●主な内容

#### ◆下請法から取適法へ

2026年1月施行の法改正のポイントを解説

#### ◆取適法の適用対象

中小受託取引とは何か、規制対象となる取引内容、取適法の規制体系と違反への措置について解説

#### ◆委託事業者の義務・禁止行為と違反事例

委託事業者の『4つの義務』と、『11の禁止行為』について解説  
違反事例に基づく問題点や事例と未然防止のポイントを解説

### ●図やイラストを用いて、 より分かりやすく解説!



### ●「よくある質問」35事例を FAQでわかりやすく解説!

【よくある質問(中小受託事業者)】

Q1

ユーザーから請け負った自動車のタイヤ部分の点検整備や修理をタイヤ専門店に外注する場合、そこが超大企業の100%出資子会社であっても資本金の額や従業員の数が小さければ中小受託事業者となり、当社は委託事業者として取適法の規制を受けるのか。

A

中小受託事業者は当該事業者の資本金額と従業員数で定義・区分されており、大企業の100%出資子会社であっても、資本金と従業員の区分に該当する限り、その事業者に外注すれば貴社は委託事業者として取適法の規制を受けます。

## 「新基準原付」に関する表示基準を策定しました

2025年4月1日から、原付一種に新たな区分として「新基準原付」が追加されたことに伴い、「新基準原付」と「原付二種」の違いを明確にして広告・展示するための表示基準を策定しました。会員各社におかれましては、「新基準原付」と「原付二種」を店頭で展示・販売する場合やインターネット等で広告する場合には、本表示基準に基づき、消費者にわかりやすい、適切な表示を行われますようお願いいたします。

### 【「新基準原付」に関する表示基準のポイント】

#### 【新基準原付への表示事項】

①車両区分（「新基準原付」である旨） ②総排気量 ③最高出力 ④運転免許区分（「原動機付自転車免許」以上の二輪免許、もしくは、四輪の「普通自動車免許」で運転できる）旨 ⑤「交通ルールは原付一種と同じである」旨

#### 【原付二種への表示事項】

①車両区分（「原付二種」である旨） ②総排気量 ③最高出力 ④運転免許区分（「小型限定普通二輪免許（AT限定免許はAT車のみ）」以上の二輪免許で運転できる）旨

<「新基準原付」に関する表示基準の詳細につきましては、こちらをご覧ください>

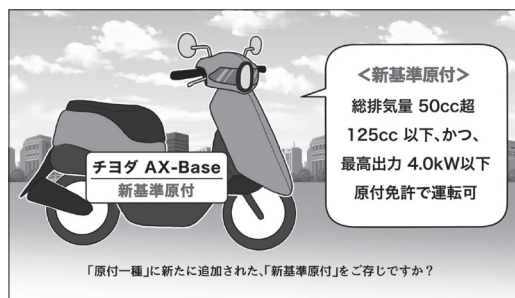
[https://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/aftc\\_info/aftcmcinfo\\_20251120.pdf](https://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/aftc_info/aftcmcinfo_20251120.pdf)

## 「会員店は、新基準原付と原付二種の違いをわかりやすく表示している」旨を消費者にPRします

「会員店は、新基準原付と原付二種との違い（最高出力や免許区分等）をわかりやすく表示している」旨を消費者にPRするための30秒と6秒の動画を作成し、YouTube等に配信します。会員販売店の皆様にもご活用いただけますので、以下よりアクセスしてください。

<「新基準原付」に関するPR動画は、こちらからダウンロードできます>

<https://www.aftc.or.jp/mc/download/202604-AFTC2-sinkijundouga.zip>

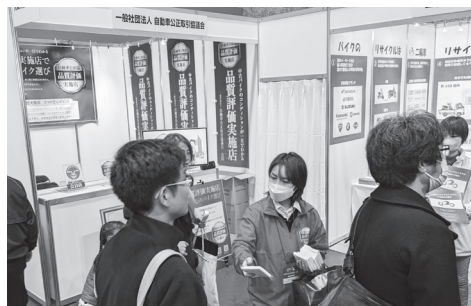


## 大阪・東京・名古屋モーターサイクルショーで「品質評価実施店」をPR!

3会場で開催されたモーターサイクルショー（大阪:開催期間3/20～22、東京:同3/27～29、名古屋:同4/10～12）に、二輪車関係団体としてブースを出展し、来場者に対して、「『品質評価実施店』は、品質評価者が在籍し適正表示を実施しているお店」、また、「バイク選びは『適正表示で安心』の自動車公取協『品質評価実施店』で」をキーワードに、ツールを配布する等、積極的にPR活動を実施しました。



公取協 出展ブースの様子



品質評価実施店マーク